

# 男鹿市総合評価落札方式試行要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、総合評価落札方式を試行するに当たり、男鹿市財務規則、男鹿市建設工事入札制度実施要綱、その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札及び第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいい、品質、施工方法等価格以外の技術的な要素であって、あらかじめ定める基準（以下「落札者決定基準」という。）によって落札者を決定する方式をいう。

## (対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、工事請負者の技術的評価と入札価格を総合的に評価することが望ましい、設計金額が4千万円以上の工事とする。

2 総合評価落札方式の対象工事は男鹿市建設工事請負業者指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）が選定するものとする。

## (指名審査委員会の業務)

第4条 指名審査委員会は、総合評価落札方式の施行に当たり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合評価落札方式で発注する工事の決定
- (2) 指名業者及び落札者決定基準の審査及び決定
- (3) 企業の施工能力・資格及び価格以外の評価（以下「技術的評価」という。）を行うために必要な資料及び技術評定点の審査

## (落札者決定基準)

第5条 市長は、総合評価落札方式で入札を行おうとするときは、発注する工事ごとに、企業の技術的評価を行うために、落札者決定基準を定めるものとする。

## (学識経験者の意見聴取)

第6条 市長は、前条の落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者を有する2人以上の者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴取しなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取の際、落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者からの意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かななければならない。

## (落札者決定基準の審査及び決定)

第7条 発注する工事ごとに定める落札者決定基準については、学識経験者から意見聴取をした結果を踏まえ、指名審査委員会で審査し、決定する。

## (入札の広告)

第8条 市長は、入札公告文に次の事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による入札であること
- (2) 落札者決定基準
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 企業の施工能力、資格及び価格以外の技術的評価を行うために必要な技術資料の提出方法

(技術資料の提出)

第9条 指名業者は、求められた技術資料を市長に提出しなければならない。また、技術資料は次により取り扱うものとする。

- (1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。
- (2) 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- (3) 技術資料の返却は行わないものとする。
- (4) 技術資料のうち、簡易な施工計画書及び技術提案の内容については公表しないものとする。

(評価の方法)

第10条 総合評価落札方法の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 価格の評価点(以下「価格評価点」という。)は、入札価格と予定価格に基づき算定する。
- (2) 技術力等の評価点(以下「技術評価点」という。)は、工事毎に設定した評価基準に基づく得点を加算して算定する。

2 価格及び技術等に係る評価は、前項で算定した価格評価点と技術評価点を加算した総合評価点をもって行う。

(落札者の決定方法)

第11条 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した者のうち第10条の規定により求めた総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。

2 落札候補者が複数あるときは、その当事者による「くじ」により落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 入札の結果は、落札者決定後速やかに次の事項について公表するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用した理由
- (2) 入札参加者名
- (3) 入札参加者の入札価格
- (4) 入札参加者の技術評価点及び評価値

(疑義の照会)

第13条 入札参加者は、自らの技術評価点に疑義があるときは、入札日から起算して5日以内に書面をもって照会することができる。

2 市長は、前項の規定により疑義の照会があったときは、指名審査委員会の審議に付し、その結果を文書により回答するものとする。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月1日より施行する。